

長崎市政政治倫理審査会（令和6年度第1回）会議録

日 時：令和6年5月27日（月） 10：00～
場 所：長崎市役所5階第3委員会室
出席者：池内会長、中村委員、黒板委員、池谷委員、福田委員
事務局等職員8名

事務局から、審査会の審議事項等について概要説明を行った。
その後、議題1「長崎市長の資産等補充報告書の審査について」、議題2「職員の倫理条例等の運用状況について」に関し、配付資料に基づきそれぞれ説明が行われ、その後、説明に対しての質疑応答のほか、具体的な審議が行われた。

議題1 長崎市長の資産等補充報告書の審査について

委 員 資産の増加があったということで、預金と貸付金の説明があったが、その他の部分は特に増加はないということだと思うが、増えていないという確認は行なっているのか、それとも市長からの申告のみか。

事務局等 聴き取りで確認している。

委 員 土地や建物は毎回名寄帳をとって確認はしているのか。聴き取り以外で、確認しているのか。

事務局等 土地や建物は名寄帳をとって確認をしている。

委 員 土地や建物、株式は0（ゼロ）となっているが、申告書を出してもらえれば確認できると思う。聴き取りは聴き取りで虚偽の発言をしていない前提で、それはいいと思うが、確認できる方法があるので、確認した方がいいと思う。譲渡で必ず申告しているはず。4,400が0（ゼロ）になっているということは、おそらく4,400近くの売却か譲渡しているはず。そしたらそれを申告書の控えを出してくださいと言えば確認できるので、確認した方がいいと思う。

- 会 長 借入金は0（ゼロ）にはなっていないのではないか。変化がないという意味ではないか。ただ、住宅ローンの金額について変化がないということはあるのか。
- 事務局等 資産や借入が増えた場合に報告することになっているので、借入金を返済して減った場合など資産が減った場合には報告義務はない。
先ほどお話があった株式を売却したということではなく、増えていないということで、報告書上は該当なしとして「―」と記載している。
- 委 員 確認方法に「名寄帳」とあるが、前回も確認し、今回も改めて、名寄帳で確認したということによいか。
- 事務局等 今回も改めて確認している。
- 委 員 名寄帳で確認した結果、課税標準額が変わっていない、住宅ローンは適宜返済しているので、掲載していないということによいか。
- 事務局等 課税標準額が変わったというのではなく、資産が増加した場合に報告するとなっているので、価値よりも資産に変更がなかったということである。
- 委 員 貸付金はかなり増加しているが、経緯等を教えてほしい。
- 事務局等 内容は選挙時の費用も一部あるが、事務所スタッフの人件費等と伺っている。
- 委 員 貸付金の増加分は、普通預金から出ているのか、給与から出ているのか。
- 事務局等 普通預金から運用していると伺っている。

- 会 長 質問がなければ意見に移るが、普通預金の中から貸付金が出ているということは、それだけ普通預金があるということである。報告された定期預金より、普通預金があったということになってくるので、資産報告の中で、本当は、普通預金の報告があった方が、結果的に分かりやすいと思う。この点について、前回の説明では、国のやり方と揃えているという説明ではあったが、そこは方法があるのではないかと思う。
- 会 長 質問に戻るが、貸付金の弁済の時期は分かるか。
- 事務局等 明確に返済計画については聴き取りを行っていない。
- 委 員 政治倫理審査会は、おかしなお金の流れがないか確認するものと認識している。そこで確認したいのが、市長の給与はいくらか。また、多額の普通預金があるのではないか。
- 会 長 まずは市長の給与について、お願いしたい。
- 事務局等 市長の令和5年4月から12月までの給与は、給料、地域手当及び期末手当を含めて合計1,262万283円である。
- 会 長 続いて、2点目の普通預金をどこまで報告するのかなどの運用を変えるというのはいかがか。
- 事務局等 普通預金の取扱いについては、前回と同じ説明の繰り返しになるが、国の制度に基づいて制度設計をする中で、限定列挙ということで明記している。確認すべき資産の項目ということで、受け止めて、報告が行われている。なかなか制度ができた後、大きな見直しがあっていないということで、毎回、普通預金については、ご意見をいただいている。普通預金も含めて現金などいろんな資産がある中で、今後も多様化していく中で、すべてを把握し、報告することは難しい状況である。

今後も報告された資産等について、引き続き審査、公表を行っていく中で、一定資産等の不正の抑止は可能だと思うので、当面今まで通りの方法で運用したいと考えている。

会 長 条例で規定があるのか。条例を変えないと普通預金の情報は出せないのか。

事務局等 報告する資産の種類は条例で定めている。報告する資産の種類を変える場合は条例の改正が必要になる。

委 員 もし普通預金を開示しても、たんす預金をされたら、把握はできない。すべてを把握するのは難しいのは分かる。しかし、制度ができてから、見直しがされていない。本来であれば、どうしたら透明化されるのか、市でも少し議論してほしい。そうでないと、政治倫理審査会の意味というか、どこまで歯止めが効くのかとを感じる。これは公表されないから、ここにおかしなお金を回そうという話になってしまう。完璧にはできないのは理解しているが、どうしたらよりよくなるのかという検討を市で行ってほしい。

委 員 住宅ローンの返済は元利均等だと思うが、年間いくら払っているのか。定期預金が約 200 万増、貸付金が約 700 万増、4 月からではあるが給与が総額で 1,262 万で、バランス的にどうかなと思った。住宅ローンの返済金を加えると給与を超えるのではないかなと。住宅ローンの元本の返済額はいくらか。

事務局等 住宅ローンの残金が、令和 5 年 4 月時点で約 4,408 万、令和 5 年 12 月 31 日時点で約 4,301 万、よって差額の約 107 万が令和 5 年 4 月～12 月に返済した金額になる。

委 員 返済額は承知した。給与が約 1,200 万、資産の増加が約 1,000 万ということで、普通預金の金額を開示しないと委員が納得する数字の開示にはならないのではな

いかと思う。もう少し歩み寄りを見せてほしい。

委員 普通預金が公開項目ではないことは条例でも明示されているので分かった。
審査会で出た意見は然るべきところに伝わるのか。もし伝わっていないのであれば伝えてほしい。

事務局等 政治倫理審査会で出された意見は、報告書として、市長に報告し、その後公表している。当然市民の方、議会も含めて公表している。
資産の全体が見えないというご意見をいただいているが、公開する項目については、国や他都市と合わせていく必要があると思う。しかし、確認方法については聴き取り以外の方法も含めて、正確に把握する手立てはあると思うので、工夫したい。

会長 議題1について、審査会として結論を出したい。
指摘事項が特になければ「指摘なし」となり、あれば、「指摘あり」として、意見を出すことになる。
「普通預金の開示」について、普通預金以外にも今は色々デジタル化された資産もあるが、現在報告されている資産以外の開示について指摘するか、しないか、委員の皆様はどうか。
個人的には指摘してもいいと思う。例えば、9ページの比較表の「4 預金・貯金（※当座預金、普通預金、普通貯金を除く）」の※以降の文言を外すべきであるという指摘をすることもできるがどうか。

委員 会長の言うとおりの指摘する方向でいいと思う。今回の報告で、資産の増加は普通預金から出ているとは思いますが、ただ、収入に対して、出てきた金額が非常に大きいので、もしかしたらという疑いの目にもなってくる。普通預金から出ていることを確認できていないので、そのあたりで、指摘は要と思う。

- 委員 私も会長の指摘する方向で賛成。項目は国に合わせているとのことだったが、国に合わせる必要はない。いきなり、項目を増やすというわけではなく、まず段階として疑問になっている普通預金を項目に追加すべきという意見については、指摘すべきだと思う。
- 会長 審査会は、審査する以上は、性善説に立つのは間違っていると思っている。報告通り、もちろん信用はしているが、その信用が崩れた時に、我々が砦にならないといけない立場だと思っている。
それでは「当座預金、普通預金、普通貯金についても、開示を検討すべきである」という指摘を行うことでご異議ないか。
- 委員 異議なし。
- 会長 それでは、全会一致で指摘することとすることとして整理したいと思う。
- 事務局等 確認だが、今回の内容への指摘ではなく、今後の開示の検討ということによかったか。
- 会長 （条例を）改正するには議会を通さないといけないと思うので、改正を「検討」すべきという意見でよいと思う。審査会は改正できる権限がある場ではないので、然るべき部署に考えていただきたいという意味である。
- 事務局等 整理させていただくと、今の話は、①今日の資産等補充報告書の内容についてと、②今後の開示項目の検討についての2つに分かれると思う。今回の内容は今回の内容として、開示項目の検討については意見として付すという受け止めでよいか。
- 委員 収入から考えると、非常に変動があるということになると、これは疑わしいということで、言うのかどうか。普通預金を見せてもらえたら、納得はできる。実際に

はそうだと思っているが、先ほど会長の発言にもあったが性善説に立つべきではないとなると、現在、証拠書類がない状態なので、指摘ありとなる。

全体を通してみると、生活ももちろんされていると思うので、そうなってくると随分資産が増えていると思う。ただ、そこまではつきり指摘するかどうか。あまりにも増減があるので、普通預金を見せてほしいというところにとどまるのか。どちらかになると思う。

- 会 長 今回は、普通預金を見せる義務はないので、今回の報告内容が不適正というところまではいかない。追加で普通預金を見せてくださいというところまで言えない。今回の報告内容について、意見に付すかどうか。
- ① 今回の報告はこれで受け止める、もしくは
② 証拠書類はないので、納得できない、の2択になると思う。
- 委 員 現状の条例上の開示項目はきちんと開示されているので、これはこれとする。ただ、今後の検討事項として、普通預金等の開示を検討いただきたい、という形でどうかと思う。
- 委 員 疑っているわけではないが、どこかからいただいたお金かもしれない。金額が多くないかという指摘はできるかと思う。審査会としては出てきた資料を基に判断しないといけないが、内容からすると、収入に比べて随分財産が増えているという指摘はできるかもしれない。
- 委 員 専門外の自分が見ても、数字が合わないところもあり、前回も同様の意見が出ていたと思う。当座預金、普通預金、普通貯金の開示も今後望みたい。
- 会 長 今回の報告書については、「収入に比べて資産の増加が著しい」という意見を審査会として付言することとする。また、当座預金、普通預金、普通貯金の開示につ

いてを、しかるべき機関で検討いただきたい。

議題2 職員の倫理条例等の運用状況について

会 長 特に意見がなければ、以上をもって、今回の審査会を終了する。

－ 閉 会 －
(10:55)